

自己資本の充実の状況について

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

資本調達手段の区分	内 容
普 通 出 資 金	発行主体：兵庫信用金庫 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,437百万円

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は11.66%と国内基準の4%を上回っており、経営の健全性・安全性を保っていると評価しております。

また、将来の自己資本の充実策については、第11次中期経営計画や年度ごとに掲げる事業方針に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

あわせて、(金庫の現況)31ページ“自己資本比率について”もご参照ください。

信用リスクに関する項目

信用リスク管理の方針及び手続の概要

(金庫の現況)10ページ“リスク管理体制”をご参照ください。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保・有価証券担保・保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、多面的角度より可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続は、「融資共通事務取扱マニュアル」及び「不動産担保取扱基準」「有価証券担保取扱基準」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める事務規定等により適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることがないよう、分散に努めております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的には、金利スワップ取引、有価証券(投資信託)関連取引として株価指数先物取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる運用方針の中で定めている投資枠内での取引に限定しております。

以上により当該取引にかかる市場リスク・信用リスクとも適切なリスク管理に努めております。なお、長期決済期間取引は該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫における証券化取引の役割は、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会等で協議し、適切なリスク管理に努めております。また、取引にあたっては、「資金運用関連規定」等に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

なお、オリジネーターにあたる取引はございません。

証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

体制の整備及び運用状況の概要

当金庫は、証券化商品(再証券化商品を含む。以下同じ)への投資にあたり、次の事項を事前に確認することとしております。

- ・市場環境、証券化商品及び裏付資産に係る市場の状況等
- ・証券化商品に関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であること

当金庫は、証券化商品の裏付資産の状況・パフォーマンス、証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行ったうえで、投資の可否を決定しております。

また、保有している証券化商品の管理については、定期的あるいは適時に証券化商品及びその裏付資産に係る情報を日本証券業協会ホームページや証券会社等から収集し、担当役員及びリスク管理の統括部署に報告し、統括部署は必要に応じ信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行う体制としております。

オペレーショナル・リスクに関する項目

リスク管理の方針及び手続の概要

(金庫の現況) 10ページ「リスク管理体制」をご参照ください。

オペレーショナル・リスク相当額算出方法の概要

- ①BIは金利要素、役務要素及び金融商品要素を合計し算出しております。
- ②ILMIは「1」を用いる方法を採用しております。
- ③BIの算出から除外した事業部門はございません。
- ④ILMの算出から除外した特殊損失はございません。

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、リスク限度枠、ポジション枠の遵守状況を定期的にリスク管理委員会等へ報告しています。

一方、非上場株式やベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、「資金運用関連規定」等に基づいた適正な運用・管理を行っています。リスク状況につきましても、定期的にモニタリングし、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

銀行勘定の金利リスクに関する事項

イ.「リスク管理の方針及び手続の概要」

- (1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値 (現在価値) や、貸出金の金利差などから得られる将来収益 (金利収益) が変動するリスクをいい、当金庫は、定期的に計測・評価を行い、経営体力に応じたリスクの範囲で健全性、収益性の維持向上を図る方針の下、適宜、対応を講じる態勢としております。

- (2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

具体的に、当金庫は、銀行勘定の全ての資産、負債、オフバランス取引を対象に、一定のストレス的な金利変動シナリオを想定した場合に発生する損失額の計測や、金利更改期を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に評価し、ALM委員会等で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣に報告するなど、資産、負債等の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

- (3) 金利リスク計測の頻度

銀行勘定の金利リスクは、毎月末を基準日として、月次で計測しております。

- (4) ヘッジ等金利リスクの削減手法 (ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む) に関する説明

当金庫は、必要に応じて、有価証券の売買等を通じた資産構成の見直し、金利改定の平均満期短期化や金利スワップ取引等のヘッジ取引により金利リスクの削減を図る方針としております。

ロ.「金利リスクの算定手法の概要」

- (1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII (銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。) 並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ③流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。
- ⑥スプレッドに関する前提 (計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等)
スプレッドは考慮しておりません。
- ⑦内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はございません。
- ⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明
△EVEは資産構成の見直し等により前期末から減少いたしました。
△NIIは市場金利の上昇等により前期末から増加いたしました。
- ⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
重要性テスト (△EVE/自己資本) は、監督上の基準である20%を上回っておりますが、銀行勘定の金利リスクが顕在化しても自己資本比率4% (国内基準) を確保できる水準となっております。

- (2) 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- ①金利ショックに関する説明
- ②金利リスク計測の前提及びその意味 (特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIと大きく異なる点)
当金庫では、有価証券の金利リスクとして、国内金利100BPV、海外金利200BPV及びVaRを計測しております。VaR計測においては、過去1年間の金利変動に基づく金利ショックとヒストリカル・シナリオに基づく金利ショックを前提条件としております。

単体における事業年度の開示事項

自己資本の構成に関する事項

■単体自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	36,372	38,230
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,431	2,437
うち、利益剰余金の額	34,037	35,890
うち、外部流出予定額(△)	96	96
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	631	646
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	631	646
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	37,004	38,877
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	121	146
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	121	146
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	64	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	153	199
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	339	345
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	36,664	38,531
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	294,538	316,503
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	13,417	13,851
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	307,955	330,354
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	11.90%	11.66%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額	294,538	11,781	316,503	12,660
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	254,540	10,181	263,064	10,522
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	140	5	—	—
国際開発銀行向け	40	1	40	1
地方公共団体金融機構向け	169	6	150	6
我が国の政府関係機関向け	878	35	574	22
地方三公社向け	432	17	163	6
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	37,678	1,507	38,305	1,532
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,836	153	2,440	97
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	71,372	2,854	72,100	2,884
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	13,733	549	16,660	666
トランザクター向け	477	19	384	15
不動産関連向け	83,456	3,338	85,185	3,407
自己居住用不動産等向け	26,403	1,056	27,128	1,085
賃貸用不動産向け	29,485	1,179	29,839	1,193
事業用不動産関連向け	26,348	1,053	27,161	1,086
その他不動産関連向け	1,219	48	1,055	42
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	9,877	395	10,383	415
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	4,387	175	4,322	172
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	975	39	1,008	40
取立未済手形	41	1	49	1
信用保証協会等による保証付	2,047	81	2,708	108
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	4,135	165	5,525	221
上記以外	25,173	1,006	25,887	1,035
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	12,500	500	13,750	550
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	5,071	202	4,697	187
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	7,602	304	7,439	297
②証券化エクスポージャー	1,314	52	1,533	61
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	1,314	52	1,533	61
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	38,630	1,545	51,893	2,075
ルックスルー方式	38,630	1,545	51,893	2,075
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	53	2	12	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	13,417	536	13,851	554
BI	8,944		9,234	
BIC	1,073		1,108	
ハ.単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	307,955	12,318	330,354	13,214

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (単位:百万円)

業種・期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高				債 券				デリバティブ取引		延滞エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフバランス取引				国 内		国 外					
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業		53,742	48,342	32,921	22,160	19,832	25,199	988	982	—	—	1,547	1,332
農 業、林 業		195	97	195	97	—	—	—	—	—	—	0	0
漁 業		388	573	388	573	—	—	—	—	—	—	5	4
鉱業、採石業、砂利採取業		170	211	170	211	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		41,273	42,641	39,278	40,683	1,994	1,957	—	—	—	—	433	401
電気・ガス・熱供給・水道業		6,295	4,569	8	78	6,089	4,292	198	198	—	—	—	—
情 報 通 信 業		3,395	4,530	1,045	1,184	2,350	3,345	—	—	—	—	42	22
運 輸 業、郵 便 業		11,135	12,492	4,833	5,541	5,910	6,560	391	390	—	—	238	169
卸 売 業、小 売 業		30,333	33,332	26,037	27,660	4,296	5,671	—	—	—	—	581	505
金 融 業、保 険 業		72,291	70,796	13,220	11,007	20,301	24,261	38,603	35,485	165	42	13	13
不 動 産 業		79,653	81,095	73,475	74,557	6,178	6,537	—	—	—	—	1,812	1,328
物 品 賃 貸 業		1,127	1,236	1,127	1,236	—	—	—	—	—	—	0	—
学術研究、専門・技術サービス業		3,330	3,423	3,330	3,423	—	—	—	—	—	—	83	62
宿 泊 業		4,233	4,254	4,233	4,254	—	—	—	—	—	—	160	10
飲 食 業		6,727	6,633	6,727	6,633	—	—	—	—	—	—	270	189
生活関連サービス業、娯楽業		5,653	5,242	5,653	5,242	—	—	—	—	—	—	177	168
教 育、学 習 支 援 業		1,378	1,339	1,378	1,339	—	—	—	—	—	—	31	15
医 療、福 祉		10,353	9,941	10,164	9,753	188	187	—	—	—	—	601	890
そ の 他 の サ ー ビ ス		12,678	14,157	12,678	14,157	—	—	—	—	—	—	339	484
国・地方公共団体等		98,437	95,906	19,618	17,899	57,560	61,260	21,258	16,746	—	—	—	—
個 人		59,994	68,037	59,994	68,037	—	—	—	—	—	—	2,064	1,989
そ の 他		21,551	20,408	—	—	4,257	2,943	17,293	17,464	—	—	—	—
業 種 別 合 計		524,341	529,264	316,481	315,735	128,960	142,218	78,734	71,268	165	42	8,404	7,587
1 年 以 下		51,228	63,747	38,461	37,356	9,768	19,356	2,998	7,034	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下		71,207	77,441	25,966	25,347	22,107	25,334	23,130	26,759	4	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下		82,347	115,835	31,110	51,660	24,873	44,151	26,363	20,023	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下		74,465	49,600	46,719	27,969	16,835	15,623	10,880	6,006	30	—	—	—
7 年 超 1 0 年 以 下		68,462	59,699	43,672	41,929	17,615	11,172	7,084	6,597	90	—	—	—
1 0 年 超		169,998	156,245	126,191	127,049	35,488	24,306	8,276	4,847	41	42	—	—
期間の定めのないもの		6,631	6,695	4,359	4,422	2,271	2,273	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計		524,341	529,264	316,481	315,735	128,960	142,218	78,734	71,268	165	42	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

資料情報編15ページをご参照ください。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		当期増減額			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	688	399	485	△288	1	6
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—
漁 業	2	2	△ 0	△0	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	58	53	△ 15	△4	0	2
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	8	—	2	△8	—	—
運 輸 業、郵 便 業	93	74	△ 10	△19	—	0
卸 売 業、小 売 業	158	146	△ 19	△11	2	7
金 融 業、保 険 業	9	9	4	△0	—	—
不 動 産 業	473	368	△ 112	△105	14	—
物 品 賃 貸 業	0	—	0	△0	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	38	13	9	△25	—	—
宿 泊 業	156	—	△ 2	△156	—	—
飲 食 業	19	32	△ 67	13	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	65	48	△ 322	△16	—	—
教 育、学 習 支 援 業	22	1	19	△20	—	—
医 療、福 祉	219	323	14	103	—	6
そ の 他 の サ ー ビ ス	72	113	△ 1,003	41	—	3
国・地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—
個 人	139	47	△ 17	△92	—	—
そ の 他	51	51	—	△0	—	—
業種別合計	2,276	1,686	△ 1,037	△590	19	26

(注) 1. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	令和6年度					リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現金	13,350	－	13,350	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	23,203	－	23,203	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	23,446	－	23,446	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	53,705	－	53,705	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	700	－	700	－	140	20%
国際開発銀行向け	200	－	200	－	40	20%
地方公共団体金融機構向け	1,699	－	1,699	－	169	10%
我が国の政府関係機関向け	8,784	－	8,784	－	878	10%
地方三公社向け	4,082	－	4,082	－	432	11%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	174,303	165	174,303	165	37,678	22%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	15,200	120	15,200	120	3,836	25%
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	132,837	4,454	127,027	613	71,372	56%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	22,497	16,671	19,611	1,744	13,733	64%
トランザクター向け	0	13,687	－	1,368	477	35%
不動産関連向け	133,901	－	132,529	－	83,456	63%
自己居住用不動産等向け	72,535	－	71,840	－	26,403	37%
賃貸用不動産向け	34,955	－	34,730	－	29,485	85%
事業用不動産関連向け	24,280	－	23,924	－	26,348	110%
その他不動産関連向け	2,130	－	2,032	－	1,219	60%
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	9,352	562	9,352	225	9,877	103%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	4,000	156	3,915	23	4,387	111%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,156	－	2,150	－	975	45%
取立未済手形	208	－	208	－	41	20%
信用保証協会等による保証付	64,934	61	64,510	6	2,047	3%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	4,135	－	4,135	－	4,135	100%
合 計					229,366	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	令和7年度					リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現金	7,497	－	7,497	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	42,942	－	42,942	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	18,802	－	18,802	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	43,085	－	43,085	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	700	－	700	－	－	－
国際開発銀行向け	200	－	200	－	40	20%
地方公共団体金融機構向け	1,500	－	1,500	－	150	10%
我が国の政府関係機関向け	5,741	－	5,741	－	574	10%
地方三公社向け	832	－	832	－	163	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	177,668	42	177,668	42	38,305	22%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	10,500	－	10,500	－	2,440	23%
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	140,484	7,248	135,235	782	72,100	53%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	26,665	15,908	23,883	1,662	16,660	65%
トランザクター向け	－	12,716	－	1,271	384	30%
不動産関連向け	137,439	－	136,157	－	85,185	63%
自己居住用不動産等向け	75,790	－	75,218	－	27,128	36%
賃貸用不動産向け	34,795	－	34,649	－	29,839	86%
事業用不動産関連向け	24,939	－	24,529	－	27,161	111%
その他不動産関連向け	1,914	－	1,759	－	1,055	60%
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	8,040	664	8,040	265	10,383	125%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	3,704	149	3,644	22	4,322	118%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,226	－	2,219	－	1,008	45%
取立未済手形	246	－	246	－	49	20%
信用保証協会等による保証付	63,285	23	62,873	2	2,708	4%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	4,250	－	4,250	－	5,525	130%
合 計					237,177	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

令和6年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	13,350	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	23,203	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府 及び中央銀行向け	23,446	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	53,705	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,699	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	8,784	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	1,918	2,164	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	1,214	—	—	146,206	—	24,249	—	—	—	—	—	—	2,000	—	—	—
第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	—	—	—	7,620	—	7,699	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	38,194	—	—	—	—	—	—	—	—	40,397	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び 個人向け	—	3	—	3,355	—	—	—	—	—	—	—	813	1,049	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	554	—	—	—	—	—	—	—	813	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	29,823	1,029	5,605	24	1,472	98	1,574	67	4,504	34,389	212	3,469	13
自己居住用不動産等向け	—	—	—	29,823	1,029	2,830	24	—	98	1,574	—	—	34,389	—	—	13
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	2,774	—	1,472	—	—	67	4,504	—	212	1,436	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,032	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及び その他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを 除く。)	—	—	—	109	—	—	—	—	—	—	—	—	923	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—	942	—	—	—	—	—	—	—	—	842	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	208	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	44,046	20,470	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	160,884	33,122	—	219,740	1,029	29,854	24	1,472	98	1,574	67	5,317	79,602	212	3,469	13

(単位: 百万円)

令和6年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,350
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,203
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,446
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53,705
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	700
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,699
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,784
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,082
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	800	-	-	-	174,469
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,320
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	-	1,900	-	34,069	-	-	12,936	-	-	-	-	143	-	-	-	127,641
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	15,856	-	-	-	-	277	-	-	-	-	-	-	-	-	21,356
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,368
不動産関連向け	4,061	2,343	-	-	1,073	359	-	21,237	17,633	-	-	3,535	-	-	-	132,529
自己居住用不動産等向け	1,760	296	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71,840
賃貸用不動産向け	-	2,047	-	-	-	359	-	21,237	-	-	-	619	-	-	-	34,730
事業用不動産関連向け	2,301	-	-	-	1,073	-	-	-	17,633	-	-	2,915	-	-	-	23,924
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,032
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及び その他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,377	200	-	-	9,577
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	912	-	-	-	-	1,994	-	-	-	3,939
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	365	-	-	-	-	-	-	-	-	2,150
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	208
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	64,516
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,135	-	-	4,135
合計	4,061	20,100	-	34,069	1,073	359	14,492	21,237	17,633	-	-	15,849	4,335	-	-	669,696

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

令和7年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	7,497	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	42,942	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府 及び中央銀行向け	18,802	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	43,085	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	5,741	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	17	—	—	815	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	1,158	—	—	150,602	—	23,949	—	—	—	—	—	—	2,000	—	—	—
第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	—	—	—	7,100	—	3,399	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	48,074	—	—	—	—	—	—	—	—	40,098	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び 個人向け	—	—	—	3,820	—	—	—	—	—	—	—	521	1,198	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	749	—	—	—	—	—	—	—	521	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	33,019	1,034	5,540	28	1,639	89	1,413	28	4,126	35,143	179	3,172	7
自己居住用不動産等向け	—	—	—	33,019	1,034	2,675	28	—	89	1,413	—	—	35,143	—	—	7
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	2,864	—	1,639	—	—	28	4,126	—	179	1,412	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,759	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及び その他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを 除く。)	—	—	—	105	—	—	—	—	—	—	—	—	366	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—	980	—	—	—	—	—	—	—	—	854	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	246	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	35,792	27,083	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	149,996	34,325	—	237,864	1,034	29,489	28	1,639	89	1,413	28	4,648	79,661	179	3,172	7

(単位: 百万円)

令和7年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,497
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42,942
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,802
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43,085
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	700
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,500
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,741
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	832
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	177,710
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,500
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	-	2,300	-	32,223	-	-	13,321	-	-	-	-	-	-	-	-	136,018
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	19,774	-	-	-	-	231	-	-	-	-	-	-	-	-	25,546
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,271
不動産関連向け	3,769	2,051	-	-	1,051	11	-	21,523	17,986	-	-	4,340	-	-	-	136,157
自己居住用不動産等向け	1,509	295	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75,218
賃貸用不動産向け	-	1,755	-	-	-	11	-	21,523	-	-	-	1,108	-	-	-	34,649
事業用不動産関連向け	2,259	-	-	-	1,051	-	-	-	17,986	-	-	3,232	-	-	-	24,529
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,759
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及び その他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,306	-	-	-	8,306
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	1,351	-	-	-	-	1,844	-	-	-	3,667
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	385	-	-	-	-	-	-	-	-	2,219
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	246
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62,876
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,250	-	-	4,250
合計	3,769	24,125	-	32,223	1,051	11	15,289	21,523	17,986	-	-	14,491	4,250	-	-	678,301

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円、%)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	446,317	18,263	4.426	446,226
40%~70%	94,010	8,150	12.026	94,319
75%	22,573	1,938	14.056	20,100
80%	—	—	—	—
85%	38,118	903	10.000	34,069
90%~100%	17,294	3,827	14.399	15,924
105%~130%	39,168	—	—	38,870
150%	15,683	662	10.000	15,849
250%	4,335	—	—	4,335
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	677,501	33,745	8.238	669,696

(単位:百万円、%)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	453,907	19,089	4.380	453,966
40%~70%	92,790	5,231	10.147	92,880
75%	26,443	2,387	13.045	24,127
80%	—	—	—	—
85%	35,521	4,416	10.000	32,223
90%~100%	17,750	2,864	12.016	16,352
105%~130%	39,875	—	—	39,509
150%	14,774	732	37.200	14,991
250%	4,250	—	—	5,305
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	685,313	34,722	7.882	679,356

(注) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		5,519	5,133	65,642	70,414	—	—

※当金庫は適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

与信相当額の算出に用いる方式	令和6年度	令和7年度
	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
クロス再構築コストの額	15	33
クロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	15	33

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
派 生 商 品 取 引 合 計	165	42	165	42
外国為替関連取引	—	—	—	—
金利関連取引	165	42	165	42
金関連取引	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	165	42	165	42

※クロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

証券化エクスポージャーに関する事項

オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

■原資産の合計額等

該当する取引はございません。

■原資産を構成するエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーの額等

該当する取引はございません。

■証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略

該当する取引はございません。

■証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当する取引はございません。

■証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

該当する取引はございません。

■保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
証券化エクスポージャーの額	3,552	3,685
貸出債権	754	1,008
住宅ローン	2,797	2,677

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和6年度		令和7年度		令和6年度		令和7年度	
	オン・バランス 取	オフ・バランス 引	オン・バランス 取	オフ・バランス 引	オン・バランス 取	オフ・バランス 引	オン・バランス 取	オフ・バランス 引
15~50%未満	2,797	—	2,961	—	22	—	23	—
50~100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100~250%未満	754	—	724	—	30	—	37	—
合 計	3,552	—	3,685	—	52	—	61	—

※所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

再証券化エクスポージャー

該当する取引はございません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上 場 株 式 等	3,694	3,694	3,811	3,811
非 上 場 株 式 等	5,942	—	4,658	—
合 計	9,637	3,694	8,469	3,811

※投資信託等の裏付資産のうち出資等に該当するものは、上場株式等に含めております。

出資等又は株式等エクスポージャーの
売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
売 却 益	95	3,164
売 却 損	0	314
償 却	—	—

※損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表で認識され、且つ、
損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	141	228

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
エクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を 適用するエクスポージャー	57,221	58,391
マンドート方式を 適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を 適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を 適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を 適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1 : 金利リスク					
項番		イ ロ		ハ ニ	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	8,979	11,753	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	1,764	849
3	スティープ化	7,712	9,828		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	8,979	11,753	1,764	849
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		38,531		36,664	

※金利リスクの算定方法の概要等は、「銀行勘定の金利リスクに関する事項」の項目に記載しております。

連結会計年度の開示事項

その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する項目はございません。

(注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

自己資本の構成に関する事項

■連結自己資本比率

(単位: 百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	36,485	38,337
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,431	2,437
うち、利益剰余金の額	34,150	35,996
うち、外部流出予定額(△)	96	96
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	631	646
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	631	646
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	37,117	38,983
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	122	146
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	122	146
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	64	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	153	199
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	340	345
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	36,777	38,637
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	294,575	316,552
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	13,405	13,834
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	307,980	330,386
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)／(ニ))	11.94%	11.69%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額	294,575	11,783	316,552	12,662
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	254,603	10,184	263,112	10,524
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	40	1	40	1
地方公共団体金融機構向け	150	6	150	6
我が国の政府関係機関向け	898	35	574	22
地方三公社向け	432	17	163	6
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	37,638	1,505	38,305	1,532
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,596	103	2,440	97
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	71,772	2,870	72,100	2,884
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	13,733	549	16,660	666
トランザクター向け	477	19	384	15
不動産関連向け	83,456	3,338	85,185	3,407
自己居住用不動産等向け	26,403	1,056	27,128	1,085
賃貸用不動産向け	29,485	1,179	29,839	1,193
事業用不動産関連向け	26,348	1,053	27,161	1,086
その他不動産関連向け	1,219	48	1,055	42
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	13,368	534	10,383	415
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	4,387	175	4,322	172
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	975	39	1,008	40
取立未済手形	41	1	49	1
信用保証協会等による保証付	2,047	81	2,708	108
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	4,671	186	5,573	222
上記以外	25,080	1,003	25,887	1,035
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー	12,500	500	13,750	550
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,977	199	4,697	187
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	7,603	304	7,440	297
②証券化エクスポージャー	1,314	52	1,533	61
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC-不良債権証券化適用対象外分	1,314	52	1,533	61
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	38,604	1,544	51,893	2,075
ルック・スルー方式	38,604	1,544	51,893	2,075
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法)	53	2	12	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	13,405	536	13,834	553
BI	8,936		9,223	
BIC	1,072		1,106	
ハ.連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	307,980	12,319	330,386	13,215

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超えた当座貸越であること
4. 当金庫グループでは、マーケットリスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 連結総所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

資料情報編24ページをご参照ください。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

資料情報編15ページをご参照ください。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

資料情報編24ページをご参照ください。

信用リスク削減手法に関する事項

資料情報編32ページをご参照ください。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

資料情報編32ページをご参照ください。

証券化エクスポージャーに関する事項

資料情報編32・33ページをご参照ください。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	3,694	3,694	3,811	3,811
非 上 場 株 式 等	5,942	—	4,694	—
合 計	9,637	3,694	8,506	3,811

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

資料情報編33ページをご参照ください。

金利リスクに関する事項

資料情報編33ページをご参照ください。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	令和6年度					リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現金	13,350	－	13,350	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	23,203	－	23,203	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	23,446	－	23,446	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	53,705	－	53,705	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	700	－	700	－	－	－
国際開発銀行向け	200	－	200	－	40	20%
地方公共団体金融機構向け	1,500	－	1,500	－	150	10%
我が国の政府関係機関向け	8,983	－	8,983	－	898	10%
地方三公社向け	4,082	－	4,082	－	432	11%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	174,103	165	174,103	165	37,638	22%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	11,000	120	11,000	120	2,596	23%
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	133,037	4,454	127,227	613	71,772	56%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	22,497	16,671	19,611	1,744	13,733	64%
トランザクター向け	0	13,687	－	1,368	477	35%
不動産関連向け	133,901	－	132,529	－	83,456	63%
自己居住用不動産等向け	72,535	－	71,840	－	26,403	37%
賃貸用不動産向け	34,955	－	34,730	－	29,485	85%
事業用不動産関連向け	24,280	－	23,924	－	26,348	110%
その他不動産関連向け	2,130	－	2,032	－	1,219	60%
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	9,152	562	9,152	225	13,368	143%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	4,000	156	3,915	23	4,387	111%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,156	－	2,150	－	975	45%
取立未済手形	208	－	208	－	41	20%
信用保証協会等による保証付	64,934	61	64,510	6	2,047	3%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	4,371	－	4,371	－	4,671	107%
合 計					233,613	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	令和7年度					リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現金	7,497	－	7,497	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	42,942	－	42,942	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	18,802	－	18,802	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	43,085	－	43,085	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	700	－	700	－	－	－
国際開発銀行向け	200	－	200	－	40	20%
地方公共団体金融機構向け	1,500	－	1,500	－	150	10%
我が国の政府関係機関向け	5,741	－	5,741	－	574	10%
地方三公社向け	832	－	832	－	163	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	177,668	42	177,668	42	38,305	22%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	10,500	－	10,500	－	2,440	23%
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	140,484	7,248	135,235	782	72,100	53%
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	26,665	15,908	23,883	1,662	16,660	65%
トランザクター向け	－	12,716	－	1,271	384	30%
不動産関連向け	137,439	－	136,157	－	85,185	63%
自己居住用不動産等向け	75,790	－	75,218	－	27,128	36%
賃貸用不動産向け	34,795	－	34,649	－	29,839	86%
事業用不動産関連向け	24,939	－	24,529	－	27,161	111%
その他不動産関連向け	1,914	－	1,759	－	1,055	60%
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	8,040	664	8,040	265	10,383	125%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	3,704	149	3,644	22	4,322	118%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,226	－	2,219	－	1,008	45%
取立未済手形	246	－	246	－	49	20%
信用保証協会等による保証付	63,285	23	62,873	2	2,708	4%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	4,287	－	4,287	－	5,573	130%
合 計					237,224	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

令和6年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	13,350	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	23,203	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府 及び中央銀行向け	23,446	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	53,705	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,699	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	8,784	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	1,918	2,164	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	1,214	—	—	146,206	—	24,249	—	—	—	—	—	—	2,000	—	—	—
第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	—	—	—	7,620	—	7,699	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	38,194	—	—	—	—	—	—	—	—	40,397	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び 個人向け	—	3	—	3,355	—	—	—	—	—	—	—	813	1,049	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	554	—	—	—	—	—	—	—	813	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	29,823	1,029	5,605	24	1,472	98	1,574	67	4,504	34,389	212	3,469	13
自己居住用不動産等向け	—	—	—	29,823	1,029	2,830	24	—	98	1,574	—	—	34,389	—	—	13
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	2,774	—	1,472	—	—	67	4,504	—	212	1,436	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,032	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及び その他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを 除く。)	—	—	—	109	—	—	—	—	—	—	—	—	923	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—	942	—	—	—	—	—	—	—	—	842	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	208	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	44,046	20,470	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	160,884	33,122	—	219,740	1,029	29,854	24	1,472	98	1,574	67	5,317	79,602	212	3,469	13

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

令和6年度																	
資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																	
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
現金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	13,350	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	23,203	
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	23,446	
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	53,705	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	700	
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	200	
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,699	
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	8,784	
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,082	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	800	－	－	－	174,469	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	15,320	
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	－	1,900	－	34,069	－	－	12,936	－	－	－	－	143	－	－	－	127,641	
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	15,856	－	－	－	－	277	－	－	－	－	－	－	－	－	21,356	
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,368	
不動産関連向け	4,061	2,343	－	－	1,073	359	－	21,237	17,633	－	－	3,535	－	－	－	132,529	
自己居住用不動産等向け	1,760	296	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	71,840	
賃貸用不動産向け	－	2,047	－	－	－	359	－	21,237	－	－	－	619	－	－	－	34,730	
事業用不動産関連向け	2,301	－	－	－	1,073	－	－	－	17,633	－	－	2,915	－	－	－	23,924	
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,032	
ADC向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
劣後債権及び その他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	9,377	200	－	－	9,577	
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	912	－	－	－	－	1,994	－	－	－	3,939	
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	365	－	－	－	－	－	－	－	－	2,150	
取立未済手形	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	208	
信用保証協会等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	64,516	
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
株式等	－	－	－	－	－	－	35	－	－	－	－	－	4,135	－	－	4,171	
合計	4,061	20,100	－	34,069	1,073	359	14,527	21,237	17,633	－	－	15,849	4,335	－	－	669,732	

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

令和7年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	7,497	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	42,942	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府 及び中央銀行向け	18,802	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	43,085	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	5,741	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	17	—	—	815	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	1,158	—	—	150,602	—	23,949	—	—	—	—	—	—	2,000	—	—	—
第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	—	—	—	7,100	—	3,399	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	48,074	—	—	—	—	—	—	—	—	40,098	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び 個人向け	—	—	—	3,820	—	—	—	—	—	—	—	521	1,198	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	749	—	—	—	—	—	—	—	521	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	33,019	1,034	5,540	28	1,639	89	1,413	28	4,126	35,143	179	3,172	7
自己居住用不動産等向け	—	—	—	33,019	1,034	2,675	28	—	89	1,413	—	—	35,143	—	—	7
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	2,864	—	1,639	—	—	28	4,126	—	179	1,412	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,759	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及び その他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを 除く。)	—	—	—	105	—	—	—	—	—	—	—	—	366	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—	980	—	—	—	—	—	—	—	—	854	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	246	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	35,792	27,083	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	149,996	34,325	—	237,864	1,034	29,489	28	1,639	89	1,413	28	4,648	79,661	179	3,172	7

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

令和7年度																
資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,497
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42,942
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,802
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43,085
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	700
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,500
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,741
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	832
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	177,710
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,500
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	-	2,300	-	32,223	-	-	13,321	-	-	-	-	-	-	-	-	136,018
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	19,774	-	-	-	-	231	-	-	-	-	-	-	-	-	25,546
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,271
不動産関連向け	3,769	2,051	-	-	1,051	11	-	21,523	17,986	-	-	4,340	-	-	-	136,157
自己居住用不動産等向け	1,509	295	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75,218
賃貸用不動産向け	-	1,755	-	-	-	11	-	21,523	-	-	-	1,108	-	-	-	34,649
事業用不動産関連向け	2,259	-	-	-	1,051	-	-	-	17,986	-	-	3,232	-	-	-	24,529
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,759
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及び その他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,306	-	-	-	8,306
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	1,351	-	-	-	-	1,844	-	-	-	3,667
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	385	-	-	-	-	-	-	-	-	2,219
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	246
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62,876
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,287	-	-	4,287
合計	3,769	24,125	-	32,223	1,051	11	15,289	21,523	17,986	-	-	14,491	4,287	-	-	678,338

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	445,117	18,263	3.517%	445,026
40%~70%	95,210	8,150	10.094%	95,519
75%	22,573	1,938	14.056%	20,100
80%	—	—	—	—
85%	38,118	903	10.000%	34,069
90%~100%	17,294	3,827	14.399%	15,924
105%~130%	39,168	—	—	38,870
150%	15,683	662	35.472%	15,849
250%	4,371	—	—	4,371
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	677,537	33,745	7.747%	669,732

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	453,907	19,089	4.380%	453,966
40%~70%	92,790	5,231	10.147%	92,880
75%	26,443	2,387	13.045%	24,127
80%	—	—	—	—
85%	35,521	4,416	10.000%	32,223
90%~100%	17,750	2,864	12.016%	16,352
105%~130%	39,875	—	—	39,509
150%	14,774	732	37.200%	14,991
250%	4,287	—	—	5,342
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	685,350	34,722	7.882%	679,393

(注) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。